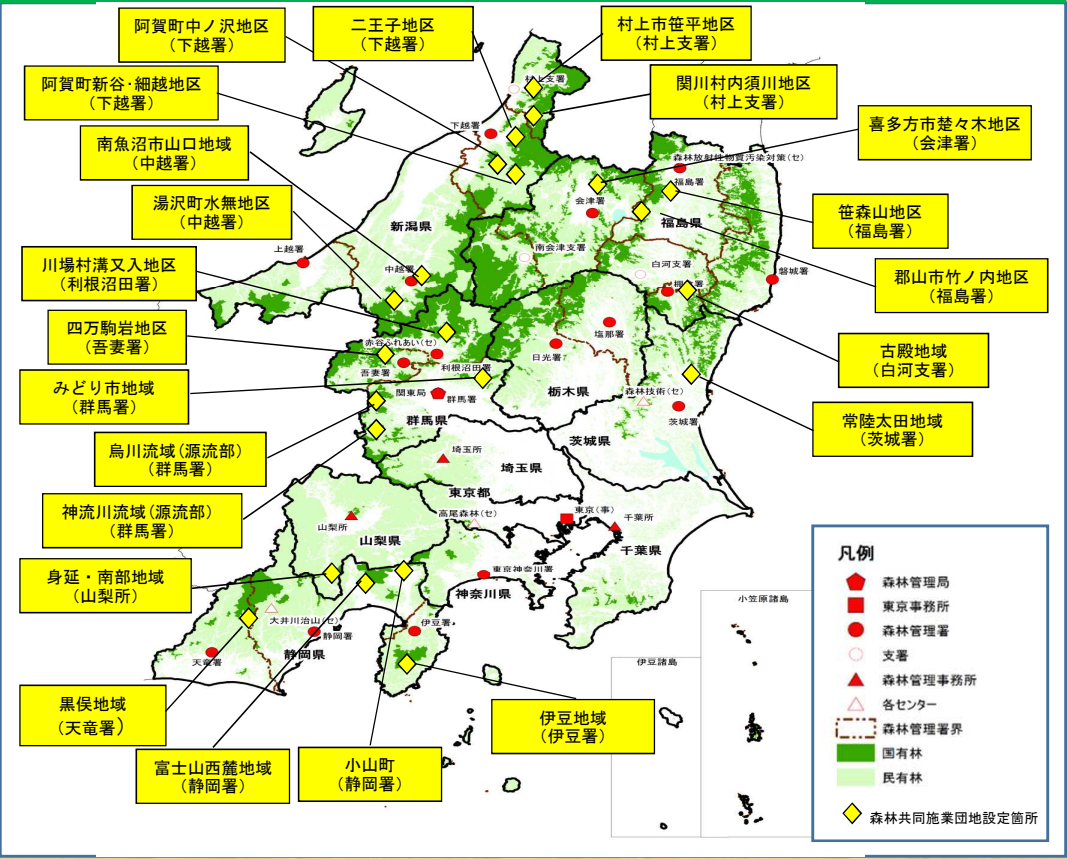


関東森林管理局管内森林共同施業団地位置図



民有林と共に森林整備を進めています！

～国有林と連携して森林共同施業団地を設定し、
効率的な森林整備を実施してみませんか～

森林施業の
集約化のきっかけ
になります。

森林共同施業団地とは

森林管理署等と地方自治体、民有林所有者等が、森林整備推進に関する協定を締結し、民有林と国有林が隣接する地域の森林において、双方が連携して路網整備や間伐等の森林施業などを進める仕組み

メリット

- ① 効率的な路網整備
- ② 事業コストの低減
- ③ 木材の協調出荷
- ④ 森林環境保全直接支援事業等の要件緩和

お問い合わせ先

森林管理署等名	郵便番号	所在地	電話番号
福島森林管理署	960-8055	福島県福島市野田町7-10-4	024-535-0121
〃 白河支署	961-0074	福島県白河市郭内128-1	0248-23-3135
会津森林管理署	965-8550	福島県会津若松市追手町5-22	0242-27-3270
〃 南会津支署	967-0692	福島県南会津郡南会津町山口市上867	0241-72-2323
磐城森林管理署	979-0201	福島県いわき市四倉字東2-170-1	0246-66-1234
棚倉森林管理署	963-6131	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ岡73-2	0247-33-3111
茨城森林管理署	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-7	029-243-7211
日光森林管理署	321-1274	栃木県日光市土沢1473-1	0288-22-1069
塩那森林管理署	324-0022	栃木県大田原市宇田川1787-15	0287-28-3125
群馬森林管理署	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1203
利根沼田森林管理署	378-0018	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	0278-24-5535
吾妻森林管理署	377-0423	群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1	0279-75-3344
東京神奈川森林管理署	254-0046	神奈川県平塚市立野町38-2	0463-32-2867
中越森林管理署	949-6608	新潟県南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143
下越森林管理署	957-0052	新潟県新発田市大手町4-4-15	0254-22-4146
〃 村上支署	958-0033	新潟県村上市緑町3-1-13	0254-53-2151
上越森林管理署	943-0172	新潟県上越市大道福田555	025-524-2180
静岡森林管理署	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	054-254-3401
天竜森林管理署	434-0012	静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1	053-588-5591
伊豆森林管理署	410-2401	静岡県伊豆市牧之郷546-5	0558-74-2522
埼玉森林管理事務所	368-0005	埼玉県秩父市大野原491-1	0494-23-1260
千葉森林管理事務所	263-0034	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	043-242-4656
山梨森林管理事務所	400-0021	山梨県甲府市宮前町7-7	055-253-1336
関東森林管理局技術普及課	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1176

森林共同施業団地設定による民有林の効果

現在、関東森林管理局管内で22箇所の森林共同施業団地を設定(裏表紙の設定状況参照)して、路網や土場の相互利用、森林施業の集約化、民有林と国有林の連携によるシステム販売の実施など協定者と連携して効率的な森林整備を進めています。その団地設定に伴う**民有林における効果**(平成29年度調査:23団地)を紹介します。

森林施業の集約化の促進

- ・団地設定がきっかけとなり森林経営計画が作成・認定(11団地、1,223ha)
- ・今後、作成予定(6団地、736ha)



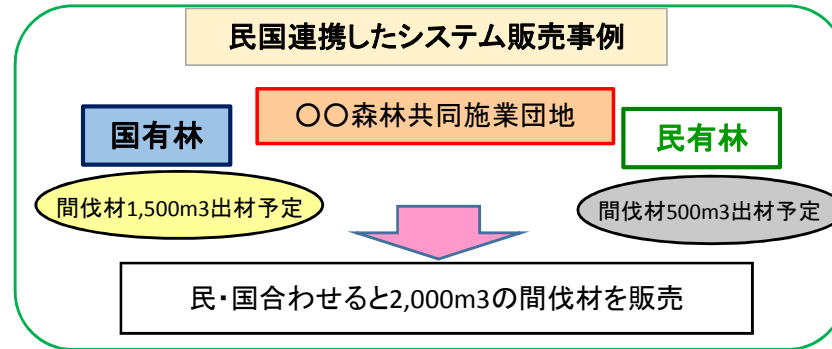
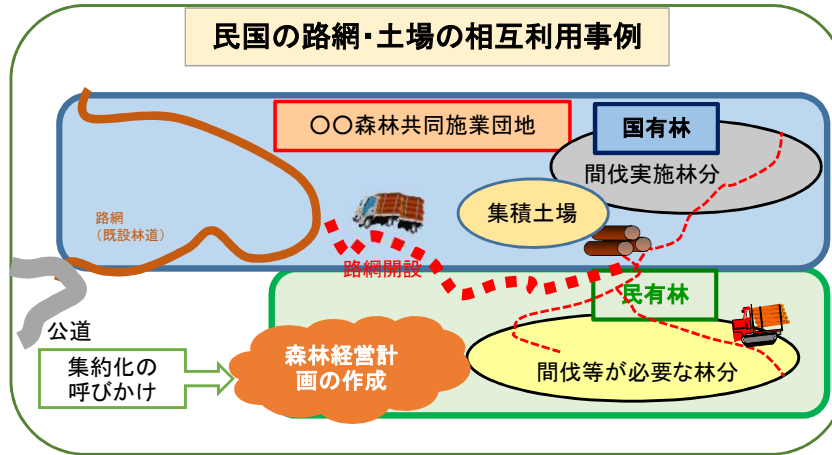
運材距離の短縮化

- ・民国の路網を連結したことによって、フォワーダの運搬距離が短縮(6団地、平均で約6割短縮)



民国連携したシステム販売

- ・協定価格で提供することで収入の安定が見込めることや施業提案書の収支の確度を高めて提示(1団地、H28年度民有林出材895m³)
- ・国有林のロットと合わせることで、市販から直販に転換することによる市場コストの削減(2団地、H29年度民有林出材1,036m³)



出材可能林分の増加

- ・国有林の路網と連結することで間伐材等の搬出が可能となり資源化に貢献(15団地、約2.8万m³が協定期間内に材出(予定も含む))



運搬コストの縮減

- ・国有林の林業専用道等を利用することにより、トラック運搬距離が短縮

運搬車両の大型化

- ・国有林の林業専用道等を相互利用することにより、運搬車両の大型化(4団地、4t→10t外)



森林共同施業団地設定Q&A

Q 協定を締結する目的は？ 路網の整備や間伐等を民有林と国有林が連携して実施する団地の設定など森林整備の効率化に取り組むことにより、森林が持つ多面的機能の持続的発揮を図ることを目的としています。	Q 協定期間は？ 対象森林に係る国有林野施業実施計画期間内とし、有効期間の満了時に協定者間で協議のうえ、更新することができます。
Q どんなところが対象地なの？ 民有林と国有林の双方にとって森林整備の効率化が図られる箇所となり、民有林と国有林が隣接地する森林等が対象となります。	Q 路網の開設、整備は誰がやるの？ 路網の開設や整備については、基本的には民有林、国有林それぞれが行うこととなります。なお、路網を利用して壊してしまった場合など利用者が補修することとなります。
Q 協定を結ぶのはだれ？ 森林管理署長等と民有林所有者とで締結します。(市町村や都道府県の公的な機関、森林組合や森林整備センターなども対象となります。)	Q 国有林の林道通行は無料なの？ 無料となります。(森林整備推進協定書の項目へ協定者等の使用を無料とする旨を記載) ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合は、有料となります。